

平成28年2月臨時会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成27年度2月補正予算関係(臨時会関係))

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成28年2月臨時会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成27年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1
	2 補正予算給与費明細書	財政課	5
	3 補正予算説明資料	(総括表)	6
		情報政策課	7
	4 歳入歳出事項別明細書		8
5 繰越明許費に関する調書	情報政策課	10	

【予算関係以外】

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について (15) 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について (平成28年1月25日専決)	人事企画課	11

議案第1号

平成27年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	511,435	127,325	638,760
9 国庫支出金	47,096,974	7,150,226	54,247,200
12 繰入金	19,062,347	65,449	19,127,796
13 繰越金	5,876,706	2,396,482	8,273,188
14 諸収入	13,083,464	39,000	13,122,464
15 県債	44,300,000	2,346,000	46,646,000
歳入合計	359,853,384	12,124,482	371,977,866

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	27,558,445	428,596	27,987,041	262,706	113,000		52,890
3 民生費	45,298,779	1,734,973	47,033,752	1,375,331		14,861	344,781
4 衛生費	15,565,910	16,395	15,582,305	8,820			7,575
5 労働費	3,195,941	56,000	3,251,941	50,000			6,000
6 農林水産業費	24,038,691	4,609,582	28,648,273	3,358,648	633,000	216,913	401,021
7 商工費	14,347,177	1,976,124	16,323,301	427,351			1,548,773
8 土木費	49,308,479	3,130,244	52,438,723	1,610,910	1,487,000		32,334
10 教育費	73,365,939	172,568	73,538,507	56,460	113,000		3,108
歳出合計	359,853,384	12,124,482	371,977,866	7,150,226	2,346,000	231,774	2,396,482

歳 入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 農林水産業費分担金	49,541	64,443	113,984	1 農地費分担金	64,443	土地改良費分担金 62,625 農地防災事業費分担金 1,818
計	83,761	64,443	148,204			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
3 農林水産業費負担金	150,615	62,882	213,497	1 農地費負担金	53,882	土地改良費負担金 43,500 農地防災事業費負担金 10,382
				3 水産業費負担金	9,000	漁港建設費負担金
計	427,674	62,882	490,556			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 民生費国庫負担金	2,033,946	468,788	2,502,734	1 社会福祉費負担金	461,755	老人福祉費負担金
				2 児童福祉費負担金	7,033	児童措置費負担金
計	14,538,393	468,788	15,007,181			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 総務費国庫補助金	1,605,785	262,706	1,868,491	1 総務管理費補助金	2,300	広報費補助金
				2 企画費補助金	204,680	企画総務費補助金 16,000 計画調査費補助金 130,950 交通対策費補助金 54,730 スポーツ振興費補助金 3,000
				5 市町村振興費補助金	55,726	自治振興費補助金
3 民生費国庫補助金	1,456,895	906,543	2,363,438	1 社会福祉費補助金	315,554	社会福祉総務費補助金 164,114 老人福祉費補助金 6,708 消費者支援対策費補助金 19,821 障がい者自立支援事業費補助金 124,911
				2 児童福祉費補助金	590,989	児童福祉総務費補助金 534,595 母子福祉費補助金 56,394
4 衛生費国庫補助金	1,728,072	8,820	1,736,892	1 公衆衛生費補助金	8,820	母子衛生費補助金 2,250 健康県づくり推進費補助金 6,570
5 労働費国庫補助金	735,718	50,000	785,718	1 労政費補助金	50,000	労政総務費補助金
6 農林水産業費国庫補助金	6,726,556	3,358,648	10,085,204	1 農業費補助金	301,012	農業総務費補助金 51,031 農作物対策費補助金 249,981
				2 畜産業費補助金	948,284	畜産振興費補助金 941,605

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金額 千円	
						畜産試験場費補助金 6,679
				3 農地費補助金	267,500	土地改良費補助金 217,500
						農地防災事業費補助金 50,000
				4 林業費補助金	1,176,502	林業振興費補助金 791,830
						造林費補助金 307,000
						治山費補助金 48,350
						狩猟費補助金 29,322
				5 水産業費補助金	665,350	水産業振興費補助金 56,150
						漁業調整費補助金 29,200
						漁港建設費補助金 580,000
7 商工費国庫補助金	314,728	427,351	742,079	1 観光費補助金	263,717	観光費補助金
				2 商業費補助金	47,764	貿易振興費補助金
				3 工鉱業費補助金	115,870	工鉱業総務費補助金 25,550
						中小企業振興費補助金 90,320
8 土木費国庫補助金	15,018,840	1,610,910	16,629,750	1 土木管理費補助金	2,000	建築指導費補助金
				2 道路橋りょう費補助金	1,376,110	道路橋りょう維持費補助金 207,967
						道路橋りょう新設改良費補助金 1,168,143
				3 河川海岸費補助金	207,000	河川総務費補助金 19,000
						砂防費補助金 188,000
				4 港湾費補助金	25,800	港湾管理組合費補助金
10 教育費国庫補助金	638,642	45,956	684,598	1 教育総務費補助金	23,850	教育連絡調整費補助金
				5 特別支援学校費補助金	22,106	特別支援学校費補助金
計	31,203,434	6,670,934	37,874,368			

3項 委託金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金額 千円	
7 教育費委託金	97,114	10,504	107,618	1 教育総務費委託金	10,504	教育連絡調整費委託金 5,067
						教育振興費委託金 5,437
計	1,355,147	10,504	1,365,651			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
8 森林環境保全基金繰入金	175,696	50,588	226,284	1 森林環境保全基金繰入金	50,588	造林費充当
11 安心こども基金繰入金	163,503	14,861	178,364	1 安心こども基金繰入金	14,861	児童福祉総務費充当
計	18,990,384	65,449	19,055,833			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	5,876,706	2,396,482	8,273,188	1 前年度繰越金	2,396,482	
計	5,876,706	2,396,482	8,273,188			

14款 諸収入

5項 受託事業収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
9 全国農業会議所 受託事業収入	358,567	39,000	397,567	1 全国農業会議所 受託事業収入	39,000	
計	6,408,658	39,000	6,447,658			

15款 県債

1項 県債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区分	金額 千円	
2 総務債	633,000	113,000	746,000	2 企画債	113,000	計画調査費充当
4 農林水産業債	1,451,000	633,000	2,084,000	1 畜産業債	27,000	畜産振興費充当
				2 農地債	137,000	土地改良費充当 110,000 農地防災事業費充当 27,000
				3 林業債	173,000	造林費充当 127,000 治山費充当 46,000
				4 水産業債	296,000	漁港建設費充当
6 普通土木債	11,039,000	1,280,000	12,319,000	1 道路橋りょう債	1,054,000	道路橋りょう維持費充当 102,000 道路橋りょう新設改良費充当 952,000
				2 河川海岸債	226,000	河川総務費充当 20,000 砂防費充当 206,000
8 教育債	3,283,000	113,000	3,396,000	2 特別支援学校債	113,000	特別支援学校費充当
10 直轄事業債	5,080,000	207,000	5,287,000	1 直轄道路事業債	138,000	直轄道路事業費充当
				2 直轄河川海岸事業債	69,000	直轄河川事業費充当
計	44,300,000	2,346,000	46,646,000			

給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	給 与 費						合計 (千円)	備 考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給率 (千円) (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			共済費 (千円)
補正後	長等	2		23,952	7,988 2.76		33,426	5,542	70,908	
	議員	35	316,576		104,305 2.76				420,881	
	その他の特別職	8,513	3,936,703	6,420	2,142 2.76		58	465,026	4,410,349	
	計	8,550	4,253,279	30,372	114,435		33,484	470,568	4,902,138	
補正前	長等	2		23,952	7,988 2.76		33,426	5,542	70,908	
	議員	35	316,576		104,305 2.76				420,881	
	その他の特別職	8,461	3,935,488	6,420	2,142 2.76		58	465,026	4,409,134	
	計	8,498	4,252,064	30,372	114,435		33,484	470,568	4,900,923	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	52	1,215						1,215	
	計	52	1,215						1,215	

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
情報政策課	1,725,555	227,900	1,953,455	113,950	113,000		950	
合計	97,047,579	227,900	97,275,479	113,950	113,000		950	
<p><説明></p> <p>【情報政策課】 (新)鳥取県自治体情報セキュリティクラウド整備事業(227,900千円)</p>								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

情報政策課(内線:7613)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県自治体情報セキュリティクラウド 整備事業	0	227,900	227,900	113,950	<56,500> 113,000		950	県費負担額 57,450
トータルコスト	0	231,783	231,783	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.5人	0.5人	自治体情報セキュリティクラウドの構築				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を図るため、県及び市町村のインターネット接続口を集約し、高度なネットワーク監視等を行う「鳥取県自治体情報セキュリティクラウド」を構築する。

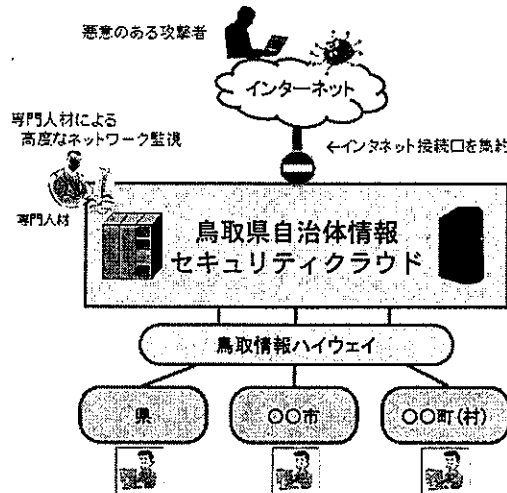
2 主な事業内容

県と市町村と共同で鳥取県自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度なネットワーク監視等を行う。

【主な機能】

- ・専門人材による高度なネットワーク監視
 - ・外部からの不正侵入検知及び防止
 - ・未知のウイルスに対する高度な防御
 - ・各種通信記録の蓄積及び分析による不正通信の検知
 - ・メールサーバやホームページ公開サーバの集約 など
- ※具体的な内容については、市町村と協議しながら構築。

(参考) 鳥取県自治体情報セキュリティクラウドのイメージ



3 これまでの取組状況、改善点など

- (1) 職員のパソコンへのウイルス対策ソフトの導入や庁内ネットワークの攻撃リスクを防ぐシステムの導入など、庁内ネットワークや情報システムのセキュリティ対策を推進してきた。
- (2) 昨年の日本年金機構における年金情報等情報流出事件やマイナンバー制度の施行及び情報連携を控え、多くの住民情報を扱う各地方自治体は情報セキュリティの強化が求められている。
- (3) 県及び市町村との共同化の取組については、平成27年5月に設立した鳥取県自治体ICT共同化推進協議会の中で、システムの共同化によるコスト削減や業務効率化、ICT分野における人材育成などの取組を併せて進めることとしている。

(注) 起債額の上段〈 〉書きは、交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は起債額の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成27年度 2月補正予算(臨時会関係)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費									
				うち総務部						
	節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2項 企画費		
								補正前	補正額	補正後
1 報 酬	507,921	81	508,002	172,125		172,125	2,260		2,260	
2 給 料	2,895,248		2,895,248	1,471,186		1,471,186	59,184		59,184	
3 職員手当等	4,798,491		4,798,491	4,061,516		4,061,516	30,192		30,192	
4 共 済 費	1,096,696		1,096,696	548,470		548,470	21,303		21,303	
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500				
6 恩給及び退職年金	21,787		21,787	21,787		21,787				
7 賃 金	35,262		35,262	27,582		27,582				
8 報 償 費	281,143	3,534	284,677	246,788		246,788	138		138	
9 旅 費	245,270	5,153	250,423	107,030		107,030	4,084		4,084	
費用弁償	26,384	45	26,429	5,544		5,544	450		450	
普通旅費	175,789	0	175,789	92,819		92,819	3,347		3,347	
特別旅費	43,097	5,108	48,205	8,667		8,667	287		287	
10 交 際 費	3,600	0	3,600	3,500		3,500				
11 需 用 費	554,568	200	554,768	296,244		296,244	4,862		4,862	
12 役 務 費	582,149	50	582,199	231,382		231,382	73,265		73,265	
13 委 託 料	5,123,015	355,345	5,478,360	1,868,854	227,900	2,096,754	1,090,612	227,900	1,318,512	
14 使用料及び賃借料	630,147	812	630,959	502,049		502,049	354,920		354,920	
15 工 事 請 負 費	1,360,831	0	1,360,831	643,396		643,396				
16 原 材 料 費		0								
17 公有財産購入費		0								
18 備 品 購 入 費	236,628	0	236,628	10,190		10,190				
19 負担金、補助及び交付金	8,262,869	63,421	8,326,290	1,253,813		1,253,813	84,735		84,735	
20 扶 助 費		0								
21 貸 付 金		0								
22 補償、補填及び賠償金	2,000	0	2,000	2,000		2,000				
23 償還金、利子及び割引料	186,000	0	186,000	30,000		30,000				
24 投資及び出資金		0								
25 積 立 金	734,053	0	734,053	721,947		721,947				
26 寄 付 金		0								
27 公 課 費	267	0	267							
28 繰 出 金		0								
予 備 費		0								
計	27,558,445	428,596	27,987,041	12,220,359	227,900	12,448,259	1,725,555	227,900	1,953,455	
財 国庫支出金	2,050,062	262,706	2,312,768	50,485	113,950	164,435	6,536	113,950	120,486	
源 地 方 債	633,000	113,000	746,000	369,000	113,000	482,000		113,000	113,000	
内 そ の 他	3,457,953		3,457,953	2,186,048		2,186,048	4,315		4,315	
記 一 般 財 源	21,417,430	52,890	21,470,320	9,614,826	950	9,615,776	1,714,704	950	1,715,654	

平成27年度 2月補正予算(臨時会関係)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費			総 務 部 合 計			
	うち総務部						
	2項 企画費			補正前	補正額	補正後	
	2目 計画調査費						
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	2,260		2,260	191,776		191,776	
2 給 料				1,515,574		1,515,574	
3 職員手当等				4,084,160		4,084,160	
4 共 済 費	343		343	566,362		566,362	
5 災 害 補 償 費				500		500	
6 恩給及び退職年金				21,787		21,787	
7 賃 金				27,582		27,582	
8 報 償 費	138		138	253,799		253,799	
9 旅 費	4,084		4,084	118,318		118,318	
費用弁償	450		450	8,113		8,113	
普通旅費	3,347		3,347	97,322		97,322	
特別旅費	287		287	12,883		12,883	
10 交 際 費				3,500		3,500	
11 需 用 費	4,862		4,862	302,338		302,338	
12 役 務 費	73,265		73,265	238,219		238,219	
13 委 託 料	1,090,612	227,900	1,318,512	1,931,374	227,900	2,159,274	
14 使用料及び賃借料	354,920		354,920	588,574		588,574	
15 工 事 請 負 費				643,396		643,396	
16 原 材 料 費							
17 公有財産購入費							
18 備 品 購 入 費				10,622		10,622	
19 負担金、補助及び交付金	84,735		84,735	13,254,076		13,254,076	
20 扶 助 費				1,800		1,800	
21 賞 付 金							
22 補償、補填及び賠償金				2,000		2,000	
23 償還金、利子及び割引料				9,762,854		9,762,854	
24 投資及び出資金							
25 積 立 金				721,947		721,947	
26 寄 付 金							
27 公 課 費							
28 繰 出 金				62,657,021		62,657,021	
予 備 費				150,000		150,000	
計	1,615,219	227,900	1,843,119	97,047,579	227,900	97,275,479	
財 源	国庫支出金	6,536	113,950	120,486	250,364	113,950	364,314
	地方債		113,000	113,000	369,000	113,000	482,000
	その他	4,315		4,315	10,572,781		10,572,781
	一般財源	1,604,368	950	1,605,318	85,855,434	950	85,856,384

繰越明許費に関する調書

追加分

(単位：千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
						国庫補助金	起債	その他	一般財源	
2	総務費	2	企画調査費	227,900	227,900	113,950	113,000		950	国補正で実施する事業のため、年度内の事業完了が困難なため。
			鳥取県自治体情報セキュリティ対策クラウド整備事業費							
			総務部合計	227,900	227,900	113,950	113,000		950	

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (15) 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について (平成28年1月25日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方公務員法の一部改正に伴い、関係する条例の文中で引用している法律の条項等が改められることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 次の条例中引用する地方公務員法の条項及び用語を改める。 ア 職員の給与に関する条例 イ 職員の退職手当に関する条例 ウ 職員の旅費等に関する条例 エ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 オ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 カ 任期付研究員の採用等に関する条例 キ 任期付職員の採用等に関する条例 ク 鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。</p>

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u>、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第16条の6 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差止めする処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>審査請求</u>をすることができる期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消を申し立てることができる。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u>、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第16条の6 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差止めする処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て</u>をすることができる期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消を申し立てることができる。</p> <p>3～6 略</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第18条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第18条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払</p>

<p>を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>審査請求をすることができる</u>期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 略</p>	<p>を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する</u>期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 略</p>
--	--

（職員の旅費等に関する条例の一部改正）

第3条 職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、公務のために旅行する地方公務員法第3条第2項に規定する一般職（以下この条において「一般職」という。）に属する職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員並びに常時勤務に服することを要しない職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）を除く。）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）に対し支給する旅費並びに<u>一般職に属する非常勤職員に対して支給する費用</u>弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、公務のために旅行する地方公務員法第3条第2項に規定する一般職（以下この条において「一般職」という。）に属する職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員並びに常時勤務に服することを要しない職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）を除く。）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）に対し支給する旅費並びに<u>非常勤職員（一般職に属するものに限る。）</u>に対して支給する費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第4条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第</p>

261号) <u>第24条第5項</u> 、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。	261号) <u>第24条第6項</u> 、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。
--	--

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号。以下「法」という。)第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号。以下「法」という。)第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4

条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（法第2条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（法第2条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第8条 鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（報告事項）</p> <p>第2条 任命権者が法第58条の2第1項の規定により人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 職員の人事評価の状況</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 職員の退職管理の状況</u></p> <p><u>(8) 職員の研修の状況</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>（人事委員会の報告事項）</p> <p>第4条 人事委員会が法第58条の2第2項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第2条 任命権者が法第58条の2第1項の規定により人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>（人事委員会の報告事項）</p> <p>第4条 人事委員会が法第58条の2第2項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

